

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

2026年4月

和泉市

目次

第1 基本的事項	1 ページ
1 受入れの要件	
2 医療的ケアの内容	
3 対象年齢	
4 受入れ時期、実施時間	
第2 医療的ケア児の入所までの手続き	2 ページ
1 利用相談	
2 利用申込み	
3 面談	
4 関係機関との連携	
5 審査会	
6 利用調整	
7 医療的ケア実施のための準備について	
第3 医療的ケア児の入所後の継続等について	4 ページ
1 医療的ケアの継続審査について	
2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について	
3 長期欠席について	
第4 実施施設での受入れについて	5 ページ
1 医療的ケアの実施者について	
2 医療的ケアを安全に実施するための体制について	
3 緊急時の対応	
第5 保護者の承諾事項	7 ページ
1 医療的ケアについて	
2 体調管理及び保育の利用中止等	
3 緊急時及び災害時の対応等	
4 保育所等の利用の解除	
5 情報の共有等	
6 その他	
【参考】 使用する主な書式	

第1 基本的事項

1 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 日常的に保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- (4) 在宅において、病状や健康状態が安定していること。
- (5) 保育所等における受入れ体制(人員配置や施設環境)が整えられていること。
- (6) 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有でき、必要に応じて主治医や関係機関との連携を図ることができること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は以下の行為を基本とします。

実施施設	医療的ケアの内容
障がい児通所支援事業所併設の施設	(1) 経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう) (2) 酸素療法 (3) 導尿 (4) 血糖測定 (5) インスリン投与 (6) 人工肛門(ストーマ) (7) 喀痰吸引 (8) その他
その他、公立・民間において対応可能な施設	(1) 経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう) (2) 酸素療法 (3) 導尿 (4) 血糖測定 (5) インスリン投与 (6) 人工肛門(ストーマ) (7) その他

3 対象年齢

- 1 歳児クラス以上で集団生活が可能な児童

4 受入れ時期、実施時間

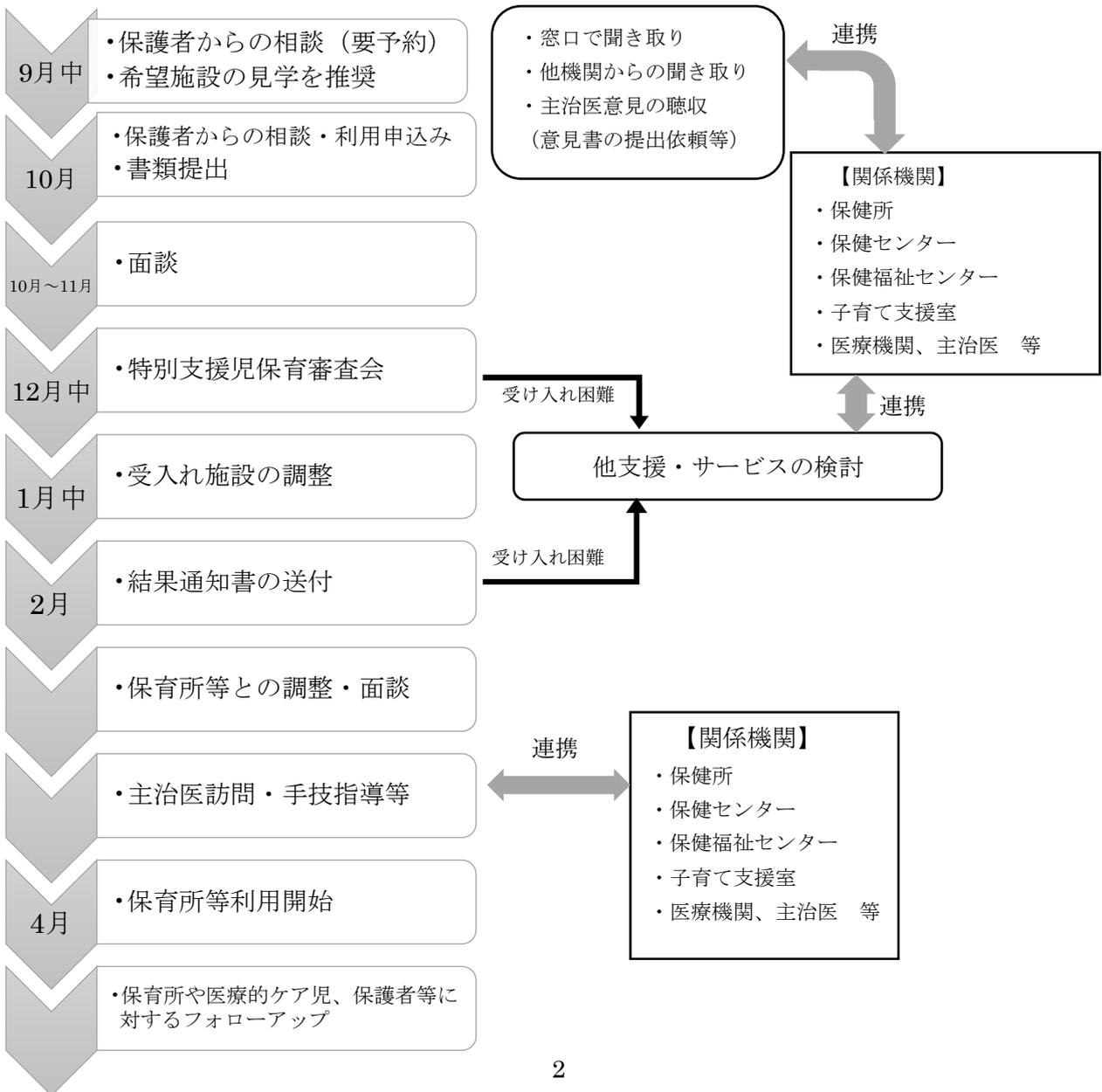
- (1) 受入れ時期は、4月1日からの利用を基本とします。
- (2) 医療的ケアを実施できる時間は、原則、平日（月～金曜日）の1日8時間（午前9時00分～午後5時00分）の範囲とします。

*ただし、児童の状態、医療的ケアの内容等によっては、対応できない場合もあります。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとします。
以下の項目について教育委員会（こども未来室）が対応します。

■ 4月からの利用の場合



1 利用相談

- (1) 医療的ケア児の保育を希望する場合は、入所を希望する前年度 9 月中に教育委員会において、施設を利用するにあたっての事前相談が必要です（要予約）。
- (2) 本ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行います。
- (3) 保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所等以外の施設の利用希望等の聞き取りを行います。
- (4) 申請に必要な書類の配布と説明を行います。特に、主治医意見書の作成に必要な留意点を案内します。
- (5) 「利用申込に関わる主治医意見書」は、保護者が主治医に記入を依頼します。経費については保護者負担とします。
- (6) 希望している医療的ケア実施施設への見学を案内します。

2 利用申込み

- (1) 利用申込み時に、申請に必要な書類とともに保護者記入用の「利用申込に関わる児童の調査票」と主治医記入用の「利用申込に関わる主治医意見書」を教育委員会へ提出が必要です。
- (2) 「利用申込に関わる児童の調査票」、「利用申込に関わる主治医意見書」に基づいて、保護者の状況や児童の状況を聞き取ります。
- (3) 和泉市特別支援児保育実施要綱に基づいて、面談日を調整、設定します。

3 面談

- (1) 保護者、児童と面談を行います。
- (2) 保護者から日ごろの児童の様子や生活の状況、医療的ケアの手技について、聞き取りや確認をします。
- (3) 児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育所等における集団保育を実施することができるか確認します。

4 関係機関との連携

- (1) 集団保育を実施することが適切であるか及び受入れにおける安全管理等について問題ないか、関係機関に聞き取りを行う等の連携を図ります。

5 審査会

- (1) 和泉市特別支援児保育実施要綱第 6 条に規定する特別支援児保育審査会により同条第 2 項の内容を決定し、保護者に「和泉市特別支援児保育審査結果通知書」を送付します。

- (2) 保育困難の際は他機関の利用となりますが、児童の健康状態等の変化により受入れについて再検討する必要がある場合は、再度、面談を行います。

6 利用調整

入所の可否については、和泉市保育所等入所選考取扱要綱に基づいて利用調整を行います。

利用調整は期間を要します。また申請の時期によっては、調整が困難になる場合があります。

利用決定の場合は、利用調整結果通知書を送付します。

7 医療的ケア実施のための準備について

- (1) 保護者は主治医に「医療的ケア指示書」の作成を依頼します。
- (2) 保護者は実施施設に「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」を提出します。
- (3) 実施施設は保護者から提出される「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」に基づき保護者、児童と受け入れに関する面談を行い、保育時間中の医療的ケアの内容・方法のほか、必要な事項について確認・協議を行います。
- (4) 実施施設は医療的ケアの実施にあたって、保護者の承諾のもと指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、児童の受診に同行する等により、主治医との面談を行い、保育開始に向けての情報収集をします。
- (5) 保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を不足のないよう実施施設へ持参し、使用後の物品等は家庭に持ち帰ります。なお、物品等については、保護者が準備、点検、整備等を行います。
- (6) すでに在籍している児童についても、新たに医療的ケアが必要となった場合は、上記と同様の対応を行います。

第3 医療的ケア児の入所後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査について

- (1) 児童の健康状態の把握と医療的ケア実施の継続について確認を行うため、1年に1回、保護者は実施施設に「医療的ケア指示書」を提出します。
- (2) 巡回相談等で、教育委員会及び実施施設は児童の健康状態等を勘案し、実施する医療的ケアの継続について関係機関から聞き取りします。
- (3) 実施施設は、巡回相談や関係機関からの意見を参考に、特別保育審査会において引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、継続して保育を実施します。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 保護者は医療的ケアの内容に変更があった場合は、改めて実施施設に「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」を提出します。
- (2) 教育委員会は申請書類及び児童の健康状態等に基づき、集団保育の継続実施について、関係機関から聞き取りします。
- (3) 実施施設は教育委員会が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施します。
- (4) 教育委員会が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった児童は、原則として保育所等の利用が解除（退所）となります。
- (5) 保護者は医療的ケアが終了する場合、主治医に「医療的ケア指示書」等の書式にて、医療的ケアが終了することを記載してもらい実施施設に提出します。児童は通常の保育利用に変更となります。また、教育委員会が関係機関に報告します。

3 長期欠席について

- (1) 保育所等は、恒常的に保育所等での保育が必要な場合に在園することができるため、登園しない日が続いた場合は和泉市保育の利用に関する規則に基づき、保育所等の利用が解除となります。
- (2) 長期欠席の後、保育が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて実施施設が関係機関から聞き取りします。

第4 実施施設での受入れについて

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは基本的に看護職員が行うものとします。医療的ケアを主に行うための看護職員は、在園児の健康管理を行っている看護職員とは別に配置します。健康観察は看護職員と保育士が連携して行います。

2 医療的ケアを安全に実施するための体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

実施施設は、関係機関の意見を参考に、「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の指導を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長（園長）、保育士、看護職員等職員間で共有する。

(2) 実施施設関係者の役割

- (ア) 児童が実施施設内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長（園長）、保育士、看護職員等の保育にかかわる全ての職員、囑託

医、主治医が連携・協働する。

(イ) 施設長(園長)は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全マネジメントの構築、職員育成等を行う。

(ウ) 保育士は、看護職員及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、実施施設での生活の状況を保護者に報告する。

(エ) 看護職員は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。

(オ) 実施施設は、子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

(3) 衛生管理

(ア) 実施施設は医療的ケアを実施する場所について、プライバシーの配慮に留意しつつ、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

(イ) 実施施設は児童が使用する医療的ケアの物品・備品等について、保護者と連携し、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

実施施設は医療的ケアの実施に関する「医療的ケア実施計画書」、「医療的ケア実施報告書」等の書類について個人情報保護・管理に努め、必要期間保管する。

3 緊急時の対応

(1) 実施施設は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力のもと保育を実施する。

(2) 緊急時の対応は、実施施設で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。

(3) 実施施設は、緊急時の対応について事前に保護者へ十分に説明し、同意を得ておく。

(4) 児童の体調が悪化した等の理由により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、実施施設からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

(5) 実施施設は災害時に備えて、避難所への移動手段や停電時の想定、医療的ケアに必要な物品の持ち出しなどについて、主治医や保護者と事前に確認を行うこと。また日頃の災害訓練においても、医療的ケア児を含めた集団の安全確保について、職員間で情報を共有すること。

第5 保護者の承諾事項

以下の事項について保護者に承諾を得ます。

1 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「利用申込に関わる主治医意見書」、「医療的ケア指示書」を提出する必要があること。また、主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 実施施設では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

2 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により医療的ケアを行なう看護職員等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 保護者が登園前に健康観察を行い、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣等の体調不良の場合や熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、実施施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断すること。また、実施施設の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

3 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と実施施設が判断した場合、その他必要な場合には、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。保護者等へ連絡がとれる前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担となること。
- (3) 保護者等の責任の下、自宅や受診時に児童が利用する医療器具の交換をすること。
- (4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、保護者等は3日分の薬と食事（栄養剤）を登園時に持参すること。

4 保育所等の利用の解除

- (1) 児童の病態の変化等により、教育委員会が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として保育所等の利用の解除となること。
- (2) 施設又は設備の状況により、当該施設等での児童の受入れができなくなる場合があること。

5 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

6 その他

上記1～5のほか、実施施設との間で取り決めた事項を遵守すること。

【参考】使用する主な書式

1. 利用申込に関わる児童の調査票

保護者は、申請時に「利用申込に関わる児童の調査票」を記入し、申請に必要な書類とともに教育委員会に提出します。

2. 利用申込に関わる主治医意見書

主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記します。保護者は、主治医に記入を依頼し教育委員会に提出します。なお、この書類にかかる費用は保護者負担とします。

3. 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

医療的ケア児の保育所等への受入れに関する事項について、保護者が同意、署名の上、教育委員会に提出します。

4. 医療的ケア実施依頼書

保護者は、「医療的ケア実施依頼書」を教育委員会または実施施設へ提出します。

5. 医療的ケア指示書

主治医が児童の医療的ケアの内容と実施範囲等の指示内容を明記します。主治医から保護者を經由して教育委員会または実施施設に提出します。なお、この書類にかかる費用は保護者負担とします。

改定日	改定内容
2020年9月	施行
2023年3月	・2 医療的ケアの内容の修正 ・3 対象年齢の修正
2025年8月	障がい児通所支援事業所併設の施設開園に伴い改訂